

韓国知的財産ニュース 2012年6月前期

(No. 224)

発行年月日：2012年6月22日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

※このニュースは、6月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 商標法一部改正法律案立法予告 (6月7日)

関係機関の動き

- 2-1 韓 - 日間の国際特許取得、1年以上早くなる (6月5日)
- 2-2 地域中小企業対象のデザイン価値向上事業 (6月6日)
- 2-3 特許庁、「図書館見学および資料利用教育」実施 (6月7日)
- 2-4 世界の特許審査情報をオンラインで確認 (6月7日)
- 2-5 韓国特許庁、中小企業ブランド開発支援事業の成果良好 (6月12日)
- 2-6 「ソフトウェア (SW) 著作権政策オープンフォーラム」開催 (6月13日)
- 2-7 知的財産人材の競争力が韓国の未来を左右する (6月14日)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 米国、地方裁判所「ギャラクシー3 販売禁止申請」棄却 (6月8日)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 OLED 競争、商品名で人気獲得…三星はアモールレッド、LG はオールレッド (6月3日)
- 4-2 芸能人の名前を使用した商標出願が急増 (6月7日)
- 4-3 スマートフォンケース、キャラクターが人気 (6月13日)

その他一般

- 5-1 ハイブリッド自動車、特許技術で先進国に脅威を与える (6月1日)
- 5-2 半導体設計財産の国産化率を2倍に (6月4日)
- 5-3 液晶積荷装置の特許出願動向 (6月11日)

- 5-4 新築は嫌だ! (6月12日)
- 5-5 映像画質、自然色再現 (6月13日)
- 5-6 4G LTE時代、セキュリティ対策をスマートに (6月15日)

法律、制度関連

1-1 商標法一部改正法律案立法予告 (韓国特許庁 HP 6月7日)

1. 改正理由

商標登録出願人が、商標不使用取消審判を活用して他人の先登録商標を消滅させた後、商標権の登録を受けることができるようにすることで、商標登録出願人の商標権取得期間を短縮し、商標と相互の関係を明確にして不必要な紛争が発生するのを防止し、また、商標登録出願人が意見書提出期間を遵守できない場合には、出願手続を継続して維持することができるように権利救済手段を構築する等、商標制度の運営上明らかになった不備点を改善する一方、法律文を原則的にハングルで記述し、難しい用語を易しい用語に変える等、国民が法文章を理解しやすく整備しようとするため。

2. 主要内容

イ. 商標登録出願人が商標不使用取消審判を通じて他人の先登録商標が使用されないことを証明して拒絶理由を解消するようにすることで、その商標登録出願の商標権取得期間を短縮することができるよう、出願商標と他人の先登録商標の類似の有無判断時点を出願時から登録可否決定時に変更する(案 第7条, 第8条)。

ロ. 商標登録出願人が意見書提出期間を遵守することが出来ない場合でも出願手続を継続して維持することができるよう、権利救済手段を導入し、出願人の便宜を向上する(案 第23条, 第46条の4, 第48条)。

ハ. 商標と相互の衝突を解決する基準が取引の実態を反映していないことから、取引の実態が反映されるように変更し、不必要な紛争が発生するのを防止する(案 第51条)。

(JETRO ソウル注: 意見聴取期間は、7月17日までです。条文案の仮訳は完成次第 JETRO ソウル知財チーム HP でお知らせします。)

関係機関の動き

2-1 韓 - 日間の国際特許取得、1年以上早くなる (韓国特許庁 HP 6月5日)

金・ホウォン特許庁長と岩井良行日本特許庁長は4日、韓日庁長会議で国際特許審査ハイウェイ(PCT-PPH)を試験実施することに合意した。これにより、韓-日 PCT-PPH は来

る7月1日から両国で同時に施行される予定だ。

特許審査ハイウェイ (PPH) は、協定を結んだ相手国で特許可能と判断されれば、出願人が早期に審査を受けることができるように優先審査選択権を与える制度で、韓国は米国・中国・日本など10ヵ国と施行中だ。

国際特許審査ハイウェイは、既存の PPH の優先審査選択権を国際段階で特許性が認められた特許協力条約 (PCT) 出願として拡大したものだ。PCT-PPH を利用するようになれば、韓-日両国での1次審査処理期間*1を1年以上短縮させることができる見通しだ。

金・ホウォン特許庁長は「今回の韓-日 PCT-PPH 施行を契機に、韓国企業全体の海外出願件数の約80%を占める*2米・中・日3ヵ国の PPH および PCT-PPH 体系が完成した」とし、「今後も特許庁は韓国企業と出願人の迅速な海外特許の取得を支援するために、さらに多くの国と PPH および PCT-PPH 協力を拡大していく」と述べた。

*1 1次審査処理期間：審査請求日から最初の意見提出通知日までの期間

*2 韓国企業の海外多出願上位3国 (2010年)：米国 (約26,000件)、中国 (約7,000件)、日本 (約5,000件) →全体における海外出願件数 (約46,000件) の約80%

2-2 地域中小企業対象のデザイン価値向上事業 (韓国特許庁 HP 6月6日)

韓国特許庁による地域中小企業対象デザイン価値向上事業が、デザイン権確保と売上げ増加に大きな成果を見せ、中小企業界から好評を博している。

10年度に支援を受けた光州 (カンジュ) 広域市にあるエスオーエスは、LED 技術を活用して、授乳時に適正温度が維持できる乳児用哺乳瓶と関連したデザイン開発の支援を受けた。

その結果、特許国内・外2件、デザイン国内・外3件、商標国外2件など、7件の知的財産権を確保した。

開発された製品は、オーストラリアと年2万個の売上契約を締結し、現在中国、日本、カナダと契約準備中。国内流通メーカーと年3万個の契約により、前年に比べ昨年の売上額が5倍以上増加の約6億ウォンの売上げを記録した。

大邸 (テグ) の自動車ワイパー生産業者の KCW も、10年度に特許庁のデザイン価値向上事業支援を受け、従来のワイパー製品に比べ部品数を減らし、原価節減と製造工程縮小による生産効率性を高めることができた。

この会社は、昨年9件の特許と28件のデザイン権など、39件の知的財産権を創出する効果を上げ、昨年の海外売上げも585億ウォンと前年比48%伸びた。

このように、地域中小企業を対象としたデザイン価値向上支援事業が成果を収め、特許庁は昨年の34億ウォン (地方自治体マッチングファンド含む) より増加の48.5億ウォンで編成し、139の地域中小企業を支援することにした。

特許庁の独自分析による昨年の結果を見ると、中小企業129社の製品デザインおよび包装デザインなどを支援し、これにより企業の知的財産権出願78%、売上額26%、雇用

規模 8% の増加など、地域経済の活性化に貢献したことが分かった。

李・ヨンデ韓国特許庁産業財産政策局長は「デザイン価値向上支援事業は、知財権の専門家が事業プロセスに参加して、中小企業のデザイン経営に必要なサービスを One-Stop で提供し、他の支援事業より高い 90% の事業化成功率を見せている」と述べた。

2-3 特許庁、「図書館見学および資料利用教育」実施 (韓国特許庁 HP 6月7日)

韓国特許庁は、知的財産権 (特許権、実用新案権、商標権、デザイン権) に対する重要性と関心の増大により、国民が知的財産権の資料を便利に利用できるよう「図書館見学および資料利用教育」を実施すると明らかにした。

この教育は、特許庁の図書館で知的財産権の資料に対する理解と活用能力を高めるために実施するプログラムで、6 月から国民の誰もが申請すれば教育を受けることができる。

教育内容は、所蔵資料についての案内、他の図書館との共同協力サービス利用方法、図書館で利用可能なデータベースおよび特許情報の検索方法、図書館と発明品展示館 (発明の殿堂) 見学などが含まれる。

1946 年に設立された特許庁の図書館は、審査官が国際特許を審査する際に必ず調査しなければならない必須文献と各種研究報告書などを所蔵した国内最大規模の知的財産権専門図書館で、国内外の定期刊行物 8 万冊余りと単行本 3 万冊余りが所蔵されている。

また、開架制で運営されており、利用者が書庫で必要な資料を直接探すことができ、司書がオンラインの特許情報検索および資料利用をサポートしている。

現在、特許庁は利用者の利便性を考慮し、図書館に行かなくても所蔵資料を検索できるよう図書館ホームページ (library.kipo.go.kr) を運営しており、コピーした資料を郵便や FAX で提供している。

特許庁ビョン・フンソク情報企画局長は「国民が、難しいと考えていた知的財産権の資料に対し親近感を持って、便利に利用することができるように図書館サービスを改善している」とし、「その一環として実施される今回の『図書館見学および資料利用教育』に国民の多くの参加を期待する」と述べた。

2-4 世界の特許審査情報をオンラインで確認 (デジタルタイムズ 6月7日)

全世界の特許の特許審査情報をサイバー空間で確認することができる「サイバーワールド特許庁」が構築される。

韓国特許庁は、先進 5 ヶ国特許庁 (IP5) 加盟国の米国、日本、中国、ヨーロッパ特許庁と共に、全世界の特許使用者のための「グローバル特許審査情報システム」を構築することに合意したと 7 日、明らかにした。

グローバル特許審査情報システムは、金・ホウオン韓国特許庁長が去る 4~6 日まで開催された「IP5 特許庁長会議」において、グローバル知的財産権協力の新しい時代という基調演説を通じて提案したもので、加盟国の支持を受け、来る 2016 年までに構築され

る予定だ。

このシステムが構築されれば、特許出願人は全世界の特許庁で行なわれている特許審査に関する情報を一目で把握することができるようになる。また、海外で選任した弁理士を通じて行なわれる海外出願管理をサイバー上で直接できるようになり、海外出願にかかる費用と時間を節減できる。

これと関連して韓・米特許庁は、グローバル特許審査情報システムの試験構築事業および特許審査品質指標標準化のための共同研究を実施することで合意し、またヨーロッパ特許庁とは国際特許情報に対する接近性向上のために特許文献を韓 - 英、韓 - 独、韓 - 仏など、機会翻訳することに協力することにした。

金・ホウォン庁長は「グローバル特許審査情報システムの構築を契機に、海外の特許審査情報を適時に活用することができるようになり、審査品質と審査の効率性を高めることができるようになった」と述べた。

<李・ジュンギ記者>

2-5 韓国特許庁、中小企業ブランド開発支援事業の成果良好 (韓国特許庁 HP 6月12日)

韓国特許庁は昨年広域地方自治団体と共同で、中小企業を対象にした国内・外の出願費用の支援、ブランド開発および権利化支援事業などを通じて、全国でおよそ 2000 社余りの中小企業を支援する成果を収めたと明らかにした。

特許庁が実施している地域ブランド価値向上事業は、ブランドコンサルタントが各中小企業を訪問して、コンサルティングから開発および権利化の支援まで One-Stop で推進するプログラムであり、費用は受益を受ける中小企業が 10~20%を負担し、残りの費用は特許庁と広域地方自治団体が 50:50 でマッチングファンドを形成して支援する事業。

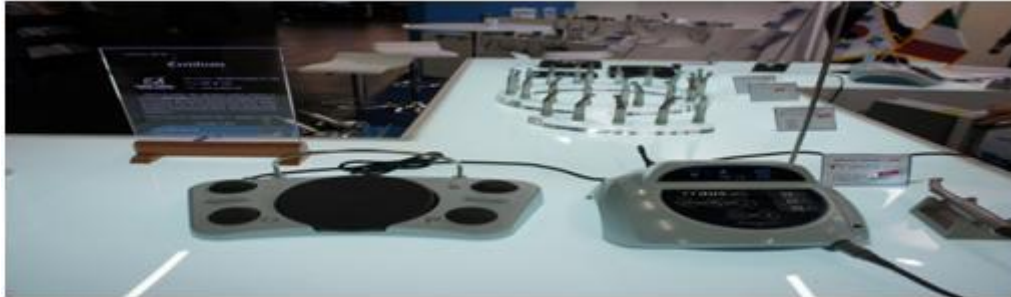
主な成果として、全国の中小企業を対象にしたブランド管理コンサルティングの相談が 2,252 件で前年度比 33.7%、商標出願費用支援が 1,875 件で前年度比 40.3%、ブランド開発支援が 145 件で前年度比 204.2%と、昨年度より大幅に支援が増えたことが分かった。

また、昨年度のブランド開発支援企業 145 社を分析した結果、ブランド管理専門担当人材は 30%、売上高は 10.8%、雇用人数は 12.6%と各々増加しており、特に商標出願は前年度比 107%と大幅に増加したことが分かった。

今年で地域ブランド価値向上事業は施行 3 年目だが、ブランド管理コンサルティングおよび戦略提供、商標出願費用支援、ブランド新規開発など、地域の中小企業を直接サポートするために韓国特許庁が実施したオーダメイド型支援事業として口コミが広がり、支援企業の競争率も事業初年度は 2.3 対 1、昨年度は 3 対 1、今年は 7.4 対 1 と毎年大きな増加率を見せている。

この事業を通じて支援を受けた歯科用医療機器生産会社の(株)セジン精密は、特許庁が支援したブランド開発支援事業により「トラウス (TRAUS)」ブランドを新規開発し、2011

年度にドイツの IDS 展示会において米国の RAM PRODUCT 社と 700 万ドルの契約を成立させるなどして、1,800 万ドルの輸出実績を収めた。



<2011 ドイツ IDS 展示会に出品した TRAUS インプラントエンジン>

また、(株)ウォンテクノロジーは脱毛防止治療機器の中国、米国市場を狙い、海外商標出願支援により「HairBeam」を出願中、10 億ウォン以上の輸出を期待している。

地域ブランド価値向上事業は、昨年度の事業費 55 億 5 千万ウォンを確保し、14 の広域地方自治団体のみ参加したが、今年は事業費も約 60 億ウォン余りに増え、全国 16 の広域地方自治団体全てが参加することで、全国地域の中小企業が平等に受益を受けられるようになった。

特許庁関係者は「特許庁で実施している各事業のうち、特にブランド開発支援事業は企業の売上に繋がり、中小企業間で競い合うほど支援を希望する人気のある事業の一つである」とし、「地域の多くの中小企業が平等に受益を受けられるよう、関連予算の拡大に最善を尽くしていきたい」と述べた。

2-6 「ソフトウェア著作権政策オープンフォーラム」開催 (文化体育観光部 HP 6 月 13 日)

文化体育観光部・韓国著作権委員会・ソフトウェア著作権政策フォーラムが開催する「ソフトウェア著作権政策オープンフォーラム」が、来る 6 月 14 日午後 2 時からコエックスホールで行なわれる。

「ソフトウェア著作権政策フォーラム」は去る 4 月、ソフトウェア著作権政策の改善を目的に発足、フォーラムでは国内・外の専門家の幅広い意見を取り入れるため公開討論会形式で開催される。

フォーラムでは「ソフトウェア著作権、これが問題だ」をテーマに、基調演説、提案、討論の順序で進行される。

ソフトウェアの著作権が企業の重要な経済的資産であると同時に、危機要因にもなる環境下で、政府と民間が共に関心を持って積極的に対処しなければならないソフトウェア関連の問題を対象に議論が行なわれる。

2-7 知的財産人材の競争力が韓国の未来を左右する (韓国特許庁 HP 6月14日)

「知的財産基盤時代は、知的財産人材 (Human Capital) が生産の革新的な要素です。韓国の未来競争力は、知的財産人材をどのように養成するかによって左右されます。」米国ノースウェスタンロースクールで30年以上知的財産融合教育を研究してきたクリントン・フランシス教授の言葉だ。

専攻分野に対する専門知識と共に特許、デザインなどの知的財産権を創出し活用できる能力を備えた知的財産人材を養成するための方策を模索するために、政府と大学、企業が対面して討論する場が設けられる。6月14日にソウルのインペリアルパレスホテルで開催される「2012 知的財産人材養成カンファレンス」では、国家知識財産委員会、韓国特許庁などの政府機関と大学教授、企業関係者など約200名余りが参加する。このカンファレンスで発表する国内外の知的財産教育専門家は、事前の発表資料を通して一様に知的財産人材養成のための努力と投資が必要であると強調した。

特に、米国のフランシス教授をはじめ日本、ドイツ、中国から来た知的財産教育分野の専門家らは、知的財産・技術・経営・創意力の融合的な能力を育成する教育および知的財産を通じて富を創出できる人材養成の重要性を強調した。

また、このカンファレンスでは、韓国で知的財産教育を初期に先導して実施し拡大に貢献した功労として、ソウル大学のホン・クックソン教授をはじめとする3名が「大韓民国知的財産教育大賞」を受賞した。大韓民国知的財産教育大賞は、今年度初めて授与する賞で、ホン教授が国家知識財産委員長賞、亜州大学のチェ・スンチョル教授と KAIST のチョウ・ヨンホ教授が特許庁長賞の栄誉を受けた。

大賞を受賞したソウル大学のホン教授は「自分の専攻科目を辞めて知的財産講座を開設して始めた知的財産教育は苦労が多かった。今後、大学の自律的な教育として実施できるよう教育インフラの構築など努力する必要がある」と、受賞の感想を述べた。

金・ホウォン特許庁長は「知的財産が成長と発展を超えて生存の条件となる知識基盤時代において、国と企業の知的財産競争力の源は人だ」と強調し、「創意性・専門性と共に、知的財産の能力を備えた融合型の人材養成を重点政策の課題の一つとして推進する」と述べた。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 米国, 地方裁判所「ギャラクシー3 販売禁止申請」棄却 (デジタルタイムズ 6月8日)

三星電子ギャラクシーS3 に対するアップルの販売禁止仮処分申請が、米国の裁判所で棄却された。ギャラクシーS3 に牽制球を投げようとしたアップルの計画が狂ってしまった。

8日業界によると、米国, カリフォルニアサンノゼ地方裁判所は、去る7日(現地時間)

に行なわれたギャラクシーネクサス特許侵害関連の審理で、アップル側の「ギャラクシーS3も販売禁止申請の対象に含むべきだ」という要求を棄却した。

担当判事は「ギャラクシーS3に対する販売禁止訴訟を進行したければ、現在進行中の裁判ではなく別の訴訟を行なうべきだ」との理由を挙げた。

これに先立ち、アップルはギャラクシーS3がデータ処理および情報検索と関連したソフトウェア特許2件を侵害したとして、販売禁止仮処分を申請している。三星電子は今回の決定により、当初の計画通り米国ベライゾン、AT&T、スプリント、T-モバイル、USセルラーなど5大事業者に対し、支障なくギャラクシーS3を供給できるようになった。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 OLED競争、商品名で人気獲得・・・三星はアモールレッド、LGはオールレッド (電子新聞 6月3日)

有機発光ダイオード(OLED)TV市場で先行獲得競争を繰り広げている三星電子とLG電子が、下半期の量産製品の公式発売を控え、OLED TVを代表する商品名を先取りするのに大忙しだ。

OLED TVの量産技術も重要だが、自社が作った用語が製品を代表する名称として確立すれば、グローバル市場の主導権掌握に対し、有利な立場に立てると見込んでいるようだ。

3日業界によれば、能動型が強調された「アモールレッド(AMOLED)」という用語でマーケティングを強化してきた三星電子と、世界市場にOLED TVの試作品を積極的に紹介、「オールレッド」の名称を売りに出しているLG電子が商品名の先取り競争で対立している。

三星電子は2009年からスマートフォンに搭載された能動型OLEDを「アモールレッド」と命名し、「アモールレッド=三星電子の製品」という消費者によるイメージの確立を誘導してきた。三星は、次世代TVとされているOLED TVも「三星アモールレッドTV」と呼ばれることを望んでいる。

三星電子は2009年「AMOLEDアモールレッド」で商標登録を申請したことがある。しかし、特許庁はこれを許可すれば有機発光ダイオードと関連のない商品に使用された場合、需要者の混同を招きかねないという理由で商標登録の拒絶決定を下した。アモレー(AMORE)の先登録商標と類似するという点も拒絶理由の一つとなった。商標登録は不発に終わったが、三星電子はイメージ広報効果がまだ有効だと判断、アモールレッドのイメージ広報およびマーケティングを強化している。

これに対してLG電子は「オールレッド」の商標登録を推進中だ。また、これと共に「LGオールレッド(LG 올레드)」、「ナノオールレッド(나노 올레드)」、「クリアオールレッド(클리어 올레드)」などのハングルでの商標出願も行なっている。業界の異議申し立

て手続きが残っており、公式登録の可否は確信できないが、LG 電子は「LG=オールレッド」で市場の主導権を握るという意志が明白だ。

業界関係者は「次世代 OLED TV が『アモールレッド TV』と呼ばれるのか、『オールレッド TV』とより多く知られるのかは、両社の TV マーケティングや販売戦略において非常に重要な割合を占める」とし、「両社譲らない商品名の先取り競争が予想される」と述べた。

三星電子と LG 電子は、各々「Samsung OLED TV」と英文の「OLED」ロゴの色彩商標（デザインと色彩を入れるデザイン模様）登録まで終えた状態だ。

<金・スングュ記者>

4-2 芸能人の名前を使用した商標出願が急増（韓国特許庁 HP 6月7日）

李・ギョンギュのココモヨン(麺)、カン・ホドン 678 煮、金・ビョンマンの達人カルメギ(豚の横隔膜周辺肉)など。

最近、消費者によく知られた芸能人の名前を掲げて、商標とサービス業に対する商標出願（サービス標含む）が急増していることが明らかになった。

韓国特許庁によれば、芸能人の名前に商標や業種などを組み合わせた商標の出願は1998年（「コメディアン李・ギョンギュのアックジョン海苔巻き」出願）から2008年まで計27件に過ぎなかったが、2009年は11件、2010年は14件と増加し、2011年には前年度比157%増加の22件が出願され、2012年5月末現在で12件が出願されるなど、このような増加傾向は持続すると思われる。

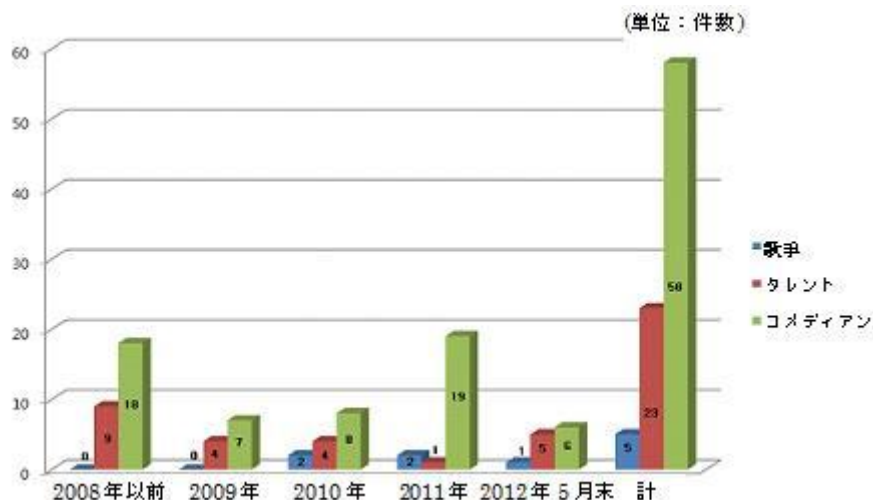
これを芸能人の職業別で見ると、「李・ギョンギュの男ラーメン」などコメディアンが58件、「金・ヘジャの真心餅」などタレントが23件、「ジャン・ユンジョンのキムチオレ」など歌手が5件で、コメディアンの名前を組み合わせた商標の出願が最も多かった。

出願業種別では、食べ物と関連した農・畜・水産物とその加工食品分野が41件(48%)と最も多く、これと関連した飲食料品を提供するサービス業の飲食業が25件(29%)、芸能人自身の名前を掲げたドットコム・ショッピングモールが5件、化粧品類が4件、その他11件であることが分かった。

このように芸能人の名前と組み合わせた商標の出願が増加しているのは、芸能人の副業での需要と企業のマーケティング戦略が咬み合いながら拡散していると思われる。特に、芸能人の中でもコメディアンの名前のブランド出願が多いのは、コメディアンの大衆的知名度が高く、これを製品／サービス業の広告、広報戦略として活用するのに効果的だからだ。

特許庁関係者は「今後も消費者に親しみのあるイメージを与える芸能人の名前をブランド化した商品販売に合わせて、商標出願も着実に増加すると見られる。著名な芸能人の名前を含む商標は、芸能人本人の名義で出願または本人の承諾を得た者が出願した場合に商標登録が可能だ」と述べた。

<添付資料> 芸能人の名前を組み合わせた商標/サービス標出願現況



※ タレント(映画俳優など含む), コメディアン(女性コメディアン, MC 含む)

※ 芸能人は、インターネットポータルサイト「ダウム」の人物検索人気順を参照

4-3 スマートフォンケース、キャラクターが人気 (韓国特許庁 HP 6月13日)

最近、消費者の多様な消費指向を反映した「動物キャラクターのデザインを結合したスマートフォンケース」のデザイン出願が急増している。

韓国特許庁によると、スマートフォンケースのデザイン出願が従来の衝撃防止と外形改善という、機能中心から消費者の多様な消費指向を反映した方向へと変化している。

「動物キャラクターのデザイン結合スマートフォンケース」のデザイン出願状況を年度別に調べてみると、2010年5件、2011年100件、2012年5月末現在で29件と、過去3年間で計134件が出願され、急増している。出願人別では、個人出願が112件(全体出願の83.6%)で、法人出願の22件(全体出願の16.4%)を大きく上回っていることが分かった。

過去3年間に提出された134件を結合動物の種類別で見ると、ウサギ29件、動物の耳18件、豚12件、人間10件、ペンギン10件、その他55件で、デザインの表現方法においても動物などの写実的な描写よりは、擬人化または遊戯的で可愛いデザインで創作されたものが主流をなしている。

このように「動物キャラクターのデザイン結合スマートフォンケース」のデザイン出願が増加した理由は、スマートフォンが生活の必需品からファッションまたはアクセサリの一部として認識する感性的な消費文化の拡大と関係があると特許庁は分析した。

特許庁のソン・ビョンジュデザイン2審査チーム長は、「多様な動物などのキャラクターを結合したスマートフォンケースのデザイン出願は、今後も感性的な消費文化および個性的なトレンドの拡大と共に一層増加するものと予想される」と述べた。

その他一般

5-1 ハイブリッド自動車、特許技術で先進国に脅威を与える (韓国特許庁 HP 6月1日)

日本や米国など先進国に比べ、一歩遅れて開発競争に飛び込んだ韓国産ハイブリッド自動車が、後発走者にもかかわらず独自の特許技術で市場進入の高いハードルを乗り越え海外市場で健闘している。

1997年、日本のトヨタ自動車が世界で初めて「プリウス」を発売したのを皮切りに、ハイブリッド自動車に対する開発競争が始まり、韓国は2009年に現代自動車がアバンテハイブリッドを市販、トヨタ自動車に比べ12年遅れで商用化に成功した。

この後、継続して開発した努力の結果、2011年に発売したソナタハイブリッドは米国のハイブリッド自動車市場で販売量4位となり期待以上の成果を達成したが、このような原動力は特許と認められた優れた技術力が土台になったと思われる。

特許庁によれば、去る10年間におけるハイブリッド自動車分野の特許出願3,328件のうち内国人が2,489件出願しており、外国人より3倍程度多く、韓国内での研究開発が急伸張していることが分かった。

特に、現代自動車が全体出願のうち41%(1,367件)を占め、特許技術確保のための研究開発が最も活発に行なわれており、これに続いて漢拏共助、現代モービス、マンドなど部品メーカーも特許の先行獲得のために相当な努力を傾けたことが分かった。

国別の出願動向を見ると、韓国の75%(2,489件)に続いて日本が14%(458件)出願しており、米国、ヨーロッパに比べ出願件数が多い。一方、中国は5件に過ぎないことが分かり、先端技術に属するハイブリッド技術では先進国と相当な格差があることが分かった。

韓国メーカーの技術分野別動向を見ると、エンジン、モーターなどの核心技術である動力装置と関連した技術の出願が2002年(54件)に比べ2011年(163件)は約3倍増えて全体出願のうち36%と最も多い割合を占め、続いて車両制御技術、車両構造、変則装置の順に出願が多いことが分かった。

また、特許出願の量的な成長のみならず、技術の質的な面でも韓国自動車メーカーは先進国に比べ差別化された特許技術を保有していることが分かった。

これらの主要核心特許技術を見ると、現代自動車が世界で初めて商用化に成功した並列型ハードタイプハイブリッドシステムの源泉特許技術は、動力装置ではハイブリッド電気車両の充電時発電制御方法があり、車両制御技術ではハイブリッド車両制御方法があり、変則装置ではハイブリッド車両の変速機などがある。

部品技術では、漢拏共助のバッテリークーリングシステム、現代モービスの回生制動装置²⁾およびマンドの電気モーターが装着された車両の回生制動方法などがある。

特に、現代自動車が開発したハイブリッド自動車用動力伝達装置は、高速走行時にもモーターの単独作動が可能なようにモーターとエンジンクラッチの結合構造を改善した技術として、昨年、特許技術賞を受賞し、これを開発した金・ヨンホ研究員は2012年「発明の月」に今年の発明王に選ばれた。

韓国特許庁関係者によれば、今後急激な成長が見込まれるハイブリッド自動車市場で韓国産ハイブリッド自動車が優位に立つには、持続的な研究開発と強い特許の確保が非常に重要だと見ている。

今後も、特許庁は韓国自動車メーカーが特許技術を通じて先進国を凌ぐことができるように、「知識財産 - 研究開発 (IP-R&D) 連携戦略支援事業³⁾」を通して核心・源泉特許の獲得を支援し、「自動車燃費向上技術大会」を通して研究開発を奨励するなど、特許業務支援を強化する方針だ。

- 1) エンジンとモーターを並列に配置した状態で、エンジンとモーターで各々単独駆動が可能なハイブリッドシステムで、現代自動車が世界で初めて開発して商用化した。
- 2) 制動時に発生するエンジンの余裕動力を電気エネルギーに変換して、バッテリーに保存する装置。
- 3) 特許庁が支援する「知財権中心の技術獲得戦略事業」で、自動車分野は2010年にハイブリッドシステムのレイアウトと関連した事業を実施した。現在は、特許庁傘下の R&D 特許センターで実施。

<参考資料> 2011年米国におけるハイブリッド自動車の販売順位

順位	メーカーおよびモデル名	国名	販売台数	占有率 (%)	車種
1	トヨタ プリウス	日本	136,463	48.6	準中型
2	ホンダ インサイト	日本	15,549	5.5	小型
3	レクサス CT200h	日本	14,381	5.1	準中型
4	現代 ソナタ	韓国	12,050	4.3	中型
5	ホンダ CR-Z	日本	11,330	4.0	小型
6	フォード フェージョン	米国	11,286	4.0	中型
7	レクサス RX450	日本	10,723	3.8	SUV
8	フォード エスケープ	米国	10,089	3.6	SUV

9	日産 リーフ	日本	9,674	3.4	準中型
10	トヨタ カムリ	日本	9,241	3.3	中型

※ 2011 年米国で販売登録された全体 42 種中の順位

5-2 半導体設計財産の国産化率を 2 倍に (韓国特許庁 HP 6 月 4 日)

韓国特許庁は、現在 15%の半導体設計財産の国産化率を 30%に向上させるため、2012 年から 3 年間で 80 億ウォンを投入し、半導体設計財産の開発および流通支援を拡大する計画だと明らかにした。

半導体設計財産は、反復使用を可能にさせた半導体回路で、システム半導体を家と仮定した場合、家を建てるのに必要なレンガや木などの材料が半導体チップの必須構成要素だ。

半導体設計財産の市場規模は 2011 年に 19 億ドルであったが、2013 年には 22 億ドルまで成長すると予想される。

しかし、半導体設計財産の専門企業上位 30 社に国内企業は入っておらず、半導体設計財産の国内開発は低調で、国内で使用中の半導体設計財産の国産化率は 15%に過ぎない。

特許庁は 2012 年から 3 年間で 80 億ウォンが投じられる半導体設計財産振興事業を通じて、信頼性のある半導体設計財産の創出および流出基盤を構築し、半導体設計財産の国産化率を 2 倍の 30%に向上させる計画だ。

この事業は、国内企業の半導体設計財産の創出および流通基盤を造成する「核心半導体設計財産創出事業」と「半導体設計財産流通支援事業」、優れた半導体設計の発掘および技術開発促進のための技術競演の場である「大韓民国半導体設計大展」に分けて推進する。

まず、「核心半導体設計財産の創出事業」は、特許庁支援で開発された国産プロセッサの Core-A シリーズを無償で補給すると同時に、市場規模は大きい国産化されていない半導体設計財産を発掘して、開発を支援する予定。

次に、「半導体設計財産の流通支援事業」は、政府 R&D 事業と連携して現在検証された 170 件の半導体設計財産の数を大幅に拡大する一方、国内企業が開発した半導体設計財産の試製品製作に対する支援を拡大するなど、信頼性を確保することに注力する予定。

そして、6 月 4 日から開幕する「大韓民国半導体設計大展」は、2000 年から国内の優秀な半導体設計を発掘して褒賞することで、半導体設計技術の発展を促進かつ半導体設計分野の人的底辺を拡大している。

これまで、半導体設計大展を通じて優秀な技術力と経済性を持った作品が発掘された。これは去る 4 年間の受賞作 55 作品中、特許および配置設計権などの知的財産権登録が 42 件、商用化が 9 件という事実からも明らかである。

設計大展の受賞作に対しては「半導体設計財産の流通支援事業」による取引支援およ

び政府褒賞受賞者に対する中小企業イノビズに指定されれば加点が付与されるなど、多様な特典が付与される。

金・ヨンホ韓国特許庁電気電子審査局長は「国内のシステム半導体産業は着実に成長しているが、その部品素材に該当する半導体設計財産産業は相対的に成長が遅かった。」とし、「大韓民国半導体設計大展に国内産・学・研が積極的に参加して優秀な半導体設計財産が発掘されることを期待し、半導体設計財産振興事業を通して半導体設計財産の国産化率を高め、優秀な半導体設計財産が創出・流通されるよう政策的支援を行なう」と述べた。

設計大展は、半導体設計分野に従事する韓国人であれば誰でも参加可能。

5-3 液晶積荷装置の特許出願動向 (韓国特許庁 HP 6月11日)

市場調査機関のディスプレイリサーチによると、韓国は液晶表示装置 (LCD) 完成品市場において世界最高の占有率でシェアトップに立っている。しかし、液晶表示装置を製造するシステムの国産化率はいまだ低く、価格競争力の確保は限界の状態だ。

これに対して、液晶表示装置を製造する核心システムの1つである液晶パネルに液晶を注入する液晶積荷装置と関連した国内メーカーの特許出願が最近急激に増加、完成品の液晶表示装置の価格競争力の確保に青信号が灯っている。

液晶パネルに液晶を注入する従来の真空注入方法は、液晶パネルが大型化するにつれ液晶注入時間が長くなり、生産性が大幅に落ちるという問題を抱えていた。液晶積荷方法はこのような問題を克服した方法で、真空注入方法を利用する場合は液晶パネルが完成するまで24時間以上かかるのに対し、液晶積荷方法を利用すればパネルのサイズと関係なく1時間以内に液晶注入を終えることができる。

液晶積荷方法では、総使用量の液晶を高い精密度で選択して広く低減させる (積荷させる) 精巧な技術が必要だが、韓国特許庁によると、これを具現する液晶積荷装置に対する特許出願が2001年以降大幅に増加したことが分かった。

これを特許出願件数で見ると、1990年から2000年に至るまでの11年間でわずか6件に過ぎなかった液晶積荷装置に対する特許出願が、2001年だけで三星電子4件、LG・フィリップスLCD (現 LG ディ스플레이) が2002年に26件を出願するなど、2001~2002年の間で計34件が出願された。その後、トップエンジニアリング、エイピーシステムおよびセイコーエプソンなど出願人の増加とともに出願量も2010年までで計198件に達するなど、急激な増加傾向を見せている。

出願人別では、計198件のうち内国人出願が173件と全体の87.4%を占め、残りの12.6%は日本と台湾が占めるなど、内国人出願が外国人出願を大きく上回っている。これは2001~2004年に国内企業が液晶積荷装置の国産化を宣言した後、源泉特許の取得を含む研究投資および技術開発に着実に努力を傾けてきたためだと思われる。

一方、内国人出願は、トップエンジニアリングが67件と最も多く出願しており、続いてLG・フィリップスLCD (現 LG ディ스플레이含む: 66件)、三星電子(20件)、エイピ

ーシステム（コニックシステム含む：15件）とセメス（5件）の順で出願していることが調査で分かった。これに対し外国人出願は、セイコーエプソン（12件）、富士通（4件）の順であることが分かった。

液晶積荷装置に対する特許出願が年々増加している主な理由は、まず、液晶表示装置の代表格である LCD-TV の大型化傾向に合わせて液晶積荷方法およびこれを具現する装置の重要性が増大しており、次に、LCD-TV が高画質化するほど液晶をさらに高い精密度で積荷させる技術が必要。そして、液晶表示装置の製造システムの国産化率を高めて価格競争力を確保し、これを基に全世界のディスプレイ市場に対する高い占有率を維持しようとするメーカーの熾烈な努力が特許出願の増加に繋がっていると思われる。

5-4 新築は嫌だ！（韓国特許庁 HP 6月12日）

新しい家は家じゅう接着剤にまみれている。接着剤は屋内の木工、床材、壁紙などに使用される現代建築物の隠れた功労者である反面、「シックハウス症候群」という用語を派生させた張本人だ。

市場で販売される接着剤は、殆どが揮発性のある有機溶剤系であるため、乾燥の段階で頭痛やめまい、アレルギー性疾患を誘発させるホルムアルデヒドと揮発性有機化合物（VOC）を発生させる。

これにより、関連業界では有機溶剤が含まれていない親環境接着剤の水性タイプないし無溶剤タイプの接着剤の使用を勧めたり、天然系の接着剤の使用を積極的に推薦している。しかし、親環境接着剤は接着力が弱かったり、耐水性などの物性が良くなく、高価なため一般人が使用するには難しい。

韓国特許庁の資料によると、2002年以降過去10年間における接着剤関連の出願は計510件であることが分かった。近年シックハウス症候群が社会問題となり、2002年2件に過ぎなかった親環境接着剤関連の出願は2011年になって24件と増加した反面、有機溶剤系接着剤関連の出願は2002年50件から2011年は20件と急激に減少したことが分かった。

親環境接着剤の類型別出願動向を見ると、有機溶剤の代わりに水を使用する水性タイプの接着剤関連の出願が33%、溶剤なしに接着成分を溶かす無溶剤タイプの接着剤関連の出願が17%、黄土やデンプンなどを利用した天然系接着剤が29%を占め、残り21%は機能性添加剤を含有した改良接着剤関連だ。

業種の特性が反映され、㈱オコンのような中小企業および個人の出願が79%と大多数を占めており、LG化学など大企業の出願が12%、残り9%は大学および研究機関が出願したことが調査で分かった。

今後、接着剤市場は天然系が耐久性および製造原価などの問題により商用化が難しいため、当面は水性タイプと無溶剤タイプが、有機溶剤タイプの接着剤市場を早期に代替すると見られる。

また、水性タイプと無溶剤タイプの場合も乳化剤、架橋剤、残留モノマーなどによる

有害物質が排出され、低接着力、耐水性、耐熱性などを補完しなければならないという指摘が多いため、これらに対する研究開発への努力が特許出願増加につながると思われる。

有害物質に対する環境規制の強化と生活水準の向上で、親環境型の接着剤に対する要求は洪水のごとく多い。環境公害病に悩まされる現代人に「シックハウス症候群」の無い、安全な新しい憩いの場が提供されることを期待する。

<添付 1> 親環境接着剤関連の特許出願動向 (2002 年～2011 年)

区 分	' 02	' 03	' 04	' 05	' 06	' 07	' 08	' 09	' 10	' 11	計
親環境接着剤	2	7	16	18	10	12	15	19	20	24	143
有機溶剤型接着剤	50	50	49	34	43	31	43	26	21	20	367
計	52	57	65	52	53	43	58	45	41	44	510

<添付 2> 類型別 親環境接着剤の特許出願動向 (2002 年～2011 年)

技術分野	水性タイプ	無溶剤タイプ	天然接着物質	機能性添加剤	その他	計
出願件数	47	24	41	21	10	143
割合 (%)	33	17	29	14	7	100

5-5 映像画質、自然色再現 (韓国特許庁 HP 6月13日)

最近米国で開催された 2012 年国際電子製品博覧会 (International CES) では、自然色に近い高画質映像を再現する技術を適用した製品が発売され、高画質画像処理技術に対する企業らの関心が高まっている。

画像処理 (Image Processing) 技術は、画像を人間の視覚特性に合わせて簡単に識別されるように変換 (明るさ及び色補正、拡大、復元等) する技術で、デジタルカメラ、TV、スマートフォン、医療用診断システムなど多様な分野において使用されている。

韓国特許庁によれば、自然色を再現するための高画質画像処理技術の出願件数は 2007 年をピークに多少減少したものの安定して維持されており、高画質画像処理技術のうち映像入力変換技術については、外国人に比べ韓国人の出願件数が増加していることが分

かった。

技術分野別の出願動向を見ると、過去5年間の画像処理技術と関連した全体の出願件数は計1,016件で、全体の出願件数のうち明るさ及び色補正など、映像画質を改善するための技術は702件(69%)、階調や解像度の変換などを通じて入力された映像の色変化を適切に表現する映像入力変換技術は314件(31%)であることが分かった。

注目する点として、画像処理技術における映像入力変換(階調及び解像度の変換)技術は、2009年に韓国人の出願件数(44件)が外国人の出願件数(29件)を上回った後2011年まで引き続き増加しており、国内企業の着実な技術開発に国際競争力を持ち合わせていると見られる。

映像入力変換技術は画像処理技術が31%に過ぎないが、国内企業が圧倒的な国際競争力を持っているだけでなく、デジタルカメラ、TV、スマートフォン、医療用診断システムなど様々な分野で広範囲に使用される点を考慮すれば、韓国人の映像入力変換技術の出願件数は持続的に増加すると思われる。

<添付1> 画像処理技術の年度別出願状況

(単位：件数、出願公開基準)

年度別	2007	2008	2009	2010	2011	合計
韓国人	161	127	120	120	113	641
外国人	103	78	71	70	53	375
合計	264	205	191	190	166	1,016

<添付2> 画像処理技術の分野別出願状況

(単位：件数、出願公開基準)

技術分野別	2007	2008	2009	2010	2011	合計
映像画質改善 (輝度および色補正等)	192	150	118	128	114	702
映像入力変換 (階調および解像度 変換)	72	55	73	62	52	314
合計	264	205	191	190	166	1,016

<添付3> 画像処理技術中の映像入力変換技術の年度別出願状況

映像入力変換技術	2007	2008	2009	2010	2011	合計
韓国人	30	25	44	44	45	188
外国人	42	30	29	18	7	126
合計	72	55	73	62	52	314

5-6 4G LTE 時代、セキュリティ対策をスマートに (韓国特許庁 HP 6月15日)

LTE セキュリティ技術の特許出願に対する韓国国内企業の関心が低いことが明らかになった。

モバイル環境の変化に伴い、セキュリティ問題を解決する技術開発が急務だ。LTE 技術は、多くの使用者が高速で大容量のファイルを共有することができるため、悪意のあるコードも早く拡散する恐れがある。LTE の ALL-IP ネットワークの特性によるセキュリティの問題も脅威的だ。

最近、スマートフォンのワクチンソフトを強制終了させて個人情報収集する悪意のあるコードが発見され、ハッキングおよびウイルス感染の事例が相次いで報告されている。これにより、LTE 技術に合う新しいセキュリティ技術に対する関心が高くなっている。

韓国特許庁によると、特許庁に提出された過去4年間における LTE セキュリティ関連の特許出願件数は 2008 年 15 件、2009 年 30 件、2010 年 39 件、2011 年 51 件と毎年小幅ながら増加している。しかし、最近の韓国国内企業の出願件数は 2010 年 14 件、2011 年 11 件と外国企業の出願件数の 2010 年 25 件、2011 年 40 件に比べ期待以下の状況だ。

このような傾向は 2012 年も続くと思われる。去る 2 月に開催された LTE 系列通信技術の標準化団体である 3GPP 会議に提出された LTE セキュリティ関連の寄稿文の提出状況によると、韓国国内企業は全体の 4.9% (11 件) で、ヨーロッパ 35.3% (79 件)、中国 22.8% (51 件)、米国 14.3% (32 件) に比べ非常に低調だったためだ。

企業は、開発した技術の寄稿文を標準化団体に提出し、これと同時に特許出願を推進して標準特許の確保を準備することになる。従って、標準化団体に提出した寄稿文の件数で特許出願件数の流れを予測することができる。

一方、韓国国内企業が競争力を持っている LTE 無線ネットワーク技術¹⁾は、去る 2 月に開催された会議に提出された寄稿文の件数が全体の 13.3% (125 件) を占めるほど活発だ。同様に、LTE 無線ネットワーク技術に対する韓国国内企業の特許出願件数も相当数に達している

特許庁関係者は、4G LTE 時代を迎え、韓国国内企業はセキュリティの脅威に対しスマートに対処すべきだと述べた。そのためには、LTE セキュリティ技術に対する研究開発投資の拡大と共に、その研究開発の成果を保護する特許の重要性に対する認識が何よりも必要だと強調した。

1) 3GPP においてセキュリティ関連技術は SA Working Group #3 で取り扱っており、比較のために使用された技術分野は RAN Working Group #1(ラジオアクセス層技術)である。

[参考資料] 年度別 韓国国内外企業の LTE セキュリティ技術国内特許出願状況

特許出願年度	出願国		
	国内	国外	合計
2008	14	1	15
2009	24	6	30
2010	14	25	39
2011	11	40	51
小計	63	72	135

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム